

滋賀県立草津東高等学校学則

目 次

第1章	総則（第1条～第3条）
第2章	学年、学期および休業日（第4条～第7条）
第3章	教育課程、教科用図書（第8条～第10条）
第4章	成績評価、単位の認定、卒業等（第11条～第14条）
第5章	生徒定員および職員組織（第15条～第16条）
第6章	入学、編入学、転学、留学、休学、退学および欠席等 （第17条～第28条）
第7章	保護者等および保証人（第29条～第32条）
第8章	授業料および入学料の徴収（第33条～第38条）
第9章	ほう賞および懲戒（第39条～第42条）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この学則は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号）第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立草津東高等学校の運営に関し必要な事項を定め、円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。

（課程および修業年限）

第2条 滋賀県立草津東高等学校（以下「学校」という。）には、全日制の課程を置き、その修業年限は、3年とする。

（学 科）

第3条 全日制の課程は、普通科および体育科とする。

第2章 学年、学期および休業日

（学 年）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第5条 学期は、次のとおりとする。

- （1）第1学期 4月1日から7月31日まで
- （2）第2学期 8月1日から12月31日まで
- （3）第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第6条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- （1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
- （2）日曜日および土曜日

- (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月24日から1月6日まで
- (6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に滋賀県教育委員会
(以下「教育委員会」という。)の指定する日。

2 校長は前項の規定にかかわらず、学校教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業日と休業日とを振り替え、または休業日に授業を行うことができる。

(臨時休業日)

第7条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、教科用図書

(教育課程)

第8条 学校の教育課程は、校長が学習指導要領および教育委員会が定める基準により、毎年これを編成する。

第9条 学校が教育活動の一環として実施する修学旅行、対外競技への参加、水泳、登山、キャンプおよびその他の校外行事等については、教育委員会の定める基準による。

(教科用図書)

第10条 教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書または学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定による教科用図書で、教育委員会の採択したものを使用する。

第4章 成績評価、単位の認定、卒業等

(成績評価)

第11条 成績評価については、校長がこれを定める。

(単位の認定)

第12条 校長は、教科・科目および総合的な探究の時間を履修し、その成果が目標からみて満足できると認められる生徒については、その教科・科目および総合的な探究の時間の所定の単位を修得したことを認定する。

(原級留置)

第13条 校長は、生徒のうち当該学年において履修した成果が十分でないと認められる者、その他進級させることが教育上不適當であると認められる者については、これを原級に留め置くことができる。

2 前項に関する規定については、校長が別に定める。

(卒業)

第 14 条 所定の期間在学し、所定の各教科・科目、総合的な探究の時間の単位を修得した生徒で、特別活動の成果がその目標から見て満足できると認められる者について、校長は、全課程の修了を認定し、卒業証書（別記様式第 1 号）を授与する。

2 卒業の時期は、3 月とする。ただし、単位制による課程にあっては、教育上支障がないときは、学期の区分に応じて卒業させることができる。

第 5 章 生徒定員および職員組織

（生徒定員）

第 15 条 学校の生徒定員は、教育委員会の定めるところによる。

（職員組織）

第 16 条 学校の職員組織は、教育委員会の定めるところによる。

第 6 章 入学、編入学、転学、留学、休学、退学および欠席等

（入学時期）

第 17 条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第 18 条 学校に入学することのできる者は、学校教育法第 57 条および学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条に規定する者とする。

（選抜方法）

第 19 条 学校の通学区域、入学志願に関する手続きおよび入学者の選抜方法については、教育委員会の定めるところによる。

（入学許可）

第 20 条 入学は、校長が許可する。

（入学手続）

第 21 条 入学を許可された者は、入学の日から 10 日以内に宣誓書（別記様式第 2 号）、誓約書（別記様式第 3 号）を、校長に提出しなければならない。

（編入学）

第 22 条 校長は、退学した者または学籍を除かれた者が再び入学を希望する場合および学校教育法施行規則附則第 6 条の規定に該当する者が編入学を希望する場合において、その事由を調査した結果、教育上支障がないと認めるときは、選考のうえ、相当学年に編入学することを許可することができる。

2 前項の場合については、第 18 条から前条までの規定を準用する。

（転学）

第 23 条 校長は、他の学校から転入学を希望する生徒のある場合において、その事由を調査し、教育上支障がないと認めるときは、履修した単位に応

じて選考の上、相当学年に転入学を許可することができる。

2 他の学校に転学を希望する生徒は、その事由を記し、保護者等との連署の上、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 第1項の場合については、第18条から第21条までの規定を準用する。

(留 学)

第24条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒については、留学が終了した時点において、学年の中途においても各学年の課程の修了または、第14条第2項に規定するもののほか、卒業を認めることができる。

(休 学)

第25条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため、3月以上出席することができないときは、その事由および期間を記した書類に保護者等との連署の上、医師の診断書等その事由を証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は、3月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

3 校長は、休学中の生徒が第1項に規定する事由の消滅により復学を願い出た場合は、相当学年に復学させることができる。

(退 学)

第26条 退学しようとする生徒については、第23条第2項の規定を準用する。

(欠 席)

第27条 生徒が病気その他の事由により欠席する場合は、速やかにその事由を校長に届け出なければならない。

2 前項の欠席が引き続き7日以上に及ぶときは、その事由を証明する書類を添えて、校長に届け出なければならない。

3 忌引きについては、校長が別に定める。

(出席停止)

第28条 校長は、感染症にかかりまたはそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

第7章 保護者等および保証人

(保護者等)

第29条 保護者等は、生徒の親権者または未成年後見人とする。

(保証人)

第 30 条 保証人は、校長の定める地域内に居住する成年者で、独立の生計を営むものに限る。

(保護者等および保証人の義務)

第 31 条 保護者等および保証人は、学校に対してその生徒に関する一切の責任を引き受けなければならない。

(保護者等または保証人の変更)

第 32 条 保護者等もしくは保証人に異動を生じた場合または保護者等もしくは保証人が住所もしくは氏名を変更した場合には、必要書類を添えて、直ちに校長に届け出なければならない。

第 8 章 授業料および入学料の徴収

(授業料および入学料の徴収)

第 33 条 授業料および入学料の徴収は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）に定めるところによる。

(授業料の徴収)

第 34 条 授業料は一括納入または分割納入とし、校長の指定する納入期日までに納入しなければならない。ただし、学年の中途において県外の学校から転入学もしくは編入学した生徒、県外の学校に転学する者または退学した者の授業料は、その事情が生じた月を含め月割計算をもって徴収する。

2 第 25 条の規定により休学の許可を受けた者で全く出席しない月があるときは、その者に対する授業料は、その月につき月割りによって計算した額を控除して得た額とする。

(授業料の減免)

第 35 条 経済的理由その他の事情により、授業料の減免を受けようとする生徒は、別に定める手続きにより願い出ることができる。

(授業料未納者の処置)

第 36 条 正当な理由がなく授業料を期限までに納入しない生徒については、校長は、その出席を差し止めることができる。

2 授業料の未納が長期にわたる場合には、校長は生徒の学籍を除くことができる。

(入学料の納入)

第 37 条 入学料は、一括納入とし、校長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、校長の指定する納入期日までに納入しなければならない。県外から転入学または編入学した生徒についても同様とする。

2 校長がやむを得ない事情があると認める場合であって前項の納入期日までに入学料を納入できないときは、校長が別に定める期限までに納入しなければならない。

3 既に納入した入学料は、原則として還付しない。

(入学料未納者の処置)

第 38 条 校長は、正当な理由がなく入学料を、前条第 1 項の納入期日または前条第 2 項の期限までに納入しない生徒については、それぞれ入学を許可しないことまたは入学の許可を取り消すことができる。

第 9 章 ほう賞および懲戒

(表 彰)

第 39 条 校長は、他の範とするに足ると認めた生徒については、これを表彰することができる。

(懲 戒)

第 40 条 校長および教員は、教育上必要があると認めたときは、生徒に対して懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、退学処分、停学処分、訓告処分、謹慎、訓戒およびその他の懲戒とする。

3 懲戒のうち、退学処分、停学処分、訓告処分、謹慎および訓戒は、校長がこれを行うものとする。

(退 学)

第 41 条 校長は次の各号の一に該当する生徒には、退学処分を行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(表彰および懲戒の規則)

第 42 条 ほう賞および懲戒の手続きならびにその実施に関する事項については、校長が別にこれを定める。

付 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 16 年 1 月 7 日から施行する。

付 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成18年3月15日から施行する。

付 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この学則中第33条、第34条および第35条の授業料に関する規定は、滋賀県立高等学校の授業料等の特例に関する条例（平成22年滋賀県条例第17号）が施行されている間は、適用しない。

付 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。